

著作権の概要

知的財産権について

著作権とは

著作権法の目的

もし著作権がなかったら

著作権の発生と消滅

保護期間の例外

著作権法の保護対象

著作権の対象外

まとめ

参考文献



知的財産権

特許権

実用新案権

意匠権

商標権

著作権

不正競争
の防止

育成者権

地理的
表示法

回路配置
利用権

商号

知的財産権とは？

発明や著作など人間による知的成果に対する権利と、
商標など営業上の無形の財産を保護する権利などを
総称した概念のこと

創作・発明した人の権利を保護することにより、成
果を公表しても名誉や利益を確保することができる

著作権とは

「著作物」を創作した人（「著作者」）に与えられる、自分が創作した著作物を無断でコピーされたり、インターネットで利用されない権利のこと。

身近な著作物の例

小説、音楽、絵画、地図、
アニメ、漫画、映画、写真
等

著作物ではないものの例

思想または感情を表現して
いない単なるデータ
他人が創作したものの模倣
工業製品 等

著作権法の目的

著作権法第一条（目的）

「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」

もし著作権法がなかったら

- ・自分の創作物が他人に作ったふりをして発表される

- ・勝手にコピーしてばらまかれたら本が売れなくなり経済的損害になる

- ・著作をする意味や利益がなくなる

- ・第三者に使われないように秘密にする

文化の発展が
阻害される

著作権の発生と消滅

公表したか否かに
関わらず著作物を
創作した時点で発
生する

「無方式主義」

保護期間は、原
則として著作者
の生存年間及び
その死後70年
(例外有り)

保護期間の例外

著作物の種類	保護期間
無名・変名（周知の変名は除く）著作物	公表後70年（死後70年経過が明らかであれば、その時点まで）
団体名義の著作物	公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年）
映画の著作物	公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年）

著作権法の保護対象

著作財産権（他人に譲渡○）

著作者に無断で他人に著作を利用されない権利

- 複製権
- 公衆送信権
- 貸与権
- 翻訳・翻案権

著作者人格権（他人に譲渡×）

著作者の名誉を守り、不快な事態になることから保護する権利

- 公表権
- 氏名表示権
- 同一性保持権

著作権の対象外

国等の
著作物

私的利用

図書館等に
おける複製

引用

学校の授業
での複製

障がい者
への支援

その他



まとめ

- ・ 著作権は知的財産権の一部で著作者と著作物を守るためにある
- ・ 著作権法があることによってみんなが自由に創作でき、文化が発展していく
- ・ 著作権のあるものについては著作者の権利を侵害しないように気を付ける必要がある

参考文献

日本弁理士会 知的財産権とは

<https://www.jpaa.or.jp/intellectual-property/>

公益社団法人著作権情報センター 著作権Q & A

<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/>

文化庁 著作権

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>